

令和5年度介護職員処遇改善加算等の届出の提出について

令和5年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の届出に係る提出書類、提出期限等については、下記のとおりです。

なお、今回、様式の見直し、算定に当たっての考え方に変更がありますので、添付しました「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(以下、要領という)を必ず確認したうえで作成をお願いします。

1 加算に係る提出書類及び提出期限

(既に加算を取得済みで) 令和5年度も継続して加算を算定する場合も提出が必要です。

区分	提出書類	提出期限	様式等	根拠
【継続】 (既に加算を取得済みで) 令和5年度も 継続して加算を算定 する場合	1. 「<u>処遇改善計画書</u>」 【介護職員処遇改善加算】 【介護職員等特定処遇改善加算】 【介護職員等ベースアップ等支援加算】 ※「 <u>処遇改善計画書</u> 」は、3加算 一体の様式 なので、 該当する加算に○ を付してください。	令和5年4月14日(金) 郵送必着	別紙様式2 【共通】 2-1 【処遇】 2-2 (下記様式は該当の場合) 【特定】 2-3 【ベースアップ】 2-4 (参考様式) 別紙 様式1 様式2 (記入例)	要領 PDF
令和5年4月又は5月 から 【新規】 新たに加算を算定する場合 【区分変更】 既存の加算区分を変更して算定する場合	1. 「<u>処遇改善計画書</u>」 ※上記と同じ様式です。 2. 「<u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書</u>」 ※ 事業所又は施設分 を提出 3. 「<u>介護給付費算定に係る体制等状況表</u>」 ※ 事業所又は施設ごと に提出	令和5年4月4日(火) 郵送必着 ※令和5年6月以降、年度途中に新規で算定する場合等は、 算定を受けようとする月の前々月の末日	https://www.pref.shizuoka.jp/k-enkofukushi/koreifukushijigyoshashido/1	

			002966/10 23368.htm 1	
取得する際に提出した「処遇改善計画書」に変更があった場合	1. 変更に係る届出書 (変更届出書) ※要領 P15 7 (1) 参照	・ 要領 P15 7 (1) ①から⑥のいずれかに該当するとき	別紙 様式 4	要領 PDF
賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合	1. 特別な事情に係る届出書 (特別事情届出書) ※要領 P16 7 (2) 参照	・ 事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行うとき	別紙 様式 5	

2 各種届出書の提出先

介護サービス事業所の指定権者

- ① 地域密着型サービス事業所(地域密着型通所介護事業所を含む)及び新しい総合事業(第1号訪問事業、第1号通所事業) ⇒各市町
 - ② 静岡市(政令市)に所在地を有する事業所⇒静岡市
 - ③ 浜松市(政令市)に所在地を有する事業所⇒浜松市
 - ④ **①、②、③以外の事業所⇒静岡県**
- * ①～④の複数事業所を一括して申請を行う事業者は、各指定権者にそれぞれ届出をする必要があります。
- * 市町への提出期限につきましては、各市町に御確認ください。